

全軟野連発第 366-3 号
令和 5 年 12 月 20 日

各 位

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎
技術委員長 元木三十志
(公印省略)

学童部のバットの使用制限について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知します。本件については、競技者の安全面を最優先した対応となりますので、ご対応いただきますようお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■学童部バットの使用制限

安全面を考慮し、学童部では、一般用バットのうち、打球部にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用を **2025 年より禁止**する。なお、一般用バットであっても、上記以外の木製・金属製・カーボン製・複合（金属／カーボン）バットについては、使用制限を行わない。

注）少年用バットの使用制限は行いません。

以上



バット本体のグリップの上付近に下記が表示されています

<少年用バット>

「軟式少年用」または「小学生軟式用」と表示

<一般用バット>

「軟式用」と表示

千葉県少年野球連盟 補足